

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

令和 6 年 6 月

砺波市議会定例会議案説明資料

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

令和 6 年 6 月 1 0 日

砺波市議会 6 月定例会

令和 6 年 6 月砺波市議会定例会議案説明資料目次

1	砺波市国民健康保険税条例一部改正の要旨	1
2	砺波市公民館条例一部改正の要旨	1
3	砺波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 一部改正の要旨	1

1 砺波市国民健康保険税条例一部改正の要旨

「地方税法施行令」等の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額及び減額の対象となる所得の基準について改正することとし、この条例において所要の改正を行うもの。

(1) 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円から24万円に引き上げるもの。

(2) 減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとするもの。

ア 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数に乘ずる金額を29万円から29万5千円に引き上げる。

イ 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数に乘ずる金額を53万5千円から54万5千円に引き上げる。

施行期日 公布の日

2 砺波市公民館条例一部改正の要旨

砺波市立東山見公民館の公民館活動の拠点が砺波市立庄川児童館に移転することから、公民館の位置を変更することとし、この条例において所要の改正を行うもの。

施行期日 令和6年8月1日

3 砺波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の要旨

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、家庭的保育事業等における満3歳以上満4歳に満たない児童及び満4歳以上の児童に係る保育士等の配置基準について改正することとし、この条例において所要の改正を行うもの。

施行期日 公布の日（令和6年4月1日から適用）